

上昇気流

Vol.64

二〇二四年
新春号



FM86.2

「谷税理士法人のタックス・アワー」
250回放送記念品スマホグリップ

***** 目 次 *****

- P1-2 新年のご挨拶
- P3-4 税務関係
- P5 インターン生紹介
- P6 35周年記念お祝い
- P7 相続関係

(有)タックス・プランニング 谷 税 理 士 法 人

〒617-0006 京都府向日市上植野町切ノ口20-5
TEL(075)921-3754 FAX(075)933-0196
HP: <https://www.tax-plan.jp/>
E-Mail: tanizeirishi@tax-plan.sakura.ne.jp

謹賀新年

旧年中はいろいろとお世話になりました。

本年もよろしく願い申し上げます。

令和六年 元旦



2024年 新年のご挨拶

門松は冥土の旅の一里塚 めでたくもあり めでたくもなし

そんな年齢となりました。今年で70歳、残された時間で、
今まで経験したことを職員一同に伝えていきたいと思っています。

兎に角、健康に気を付けて、皆様のお役に立つよう頑張りたいと考えています。

今年も、よろしくお願いします。

代表社員会長 谷 明憲





有限会社タックス・プランニング
代表取締役 **吉田 均**

新年明けましておめでとうございます。

昨年5月に、新型コロナウイルス感染症の位置付けが「5類感染症」になりました。行動制限を設けた対応から個人の選択を尊重し国民の自主的な取り組みをベースとした対応により変わりました。このポストコロナへの移行によって個人消費と企業の投資や事業活動に前向きな動きが強まってきましたが、先行きはなお不透明で、多くの中小企業においては厳しい状況に変わりはありません。

また、コロナ禍を機に、AI技術が加速度的に様々な業界・業種に普及しており、私たちを取り巻く社会環境は大きく変わり始めています。

私たちは、こうした社会環境の変化を伴いながら、ポストコロナ社会を生き抜くお客様企業のために全力でサポートしていく所存であります。

今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。



谷税理士法人
代表社員 **林田 士郎**

新年あけましておめでとうございます。

コロナ禍もすっかり過去のようになり、私たちに日常が戻りました。

街を歩けば沢山の人があり、飲食業や観光業に活気が広がったことは喜ばしいことです。一方で、円安や、ウクライナショックなどによるモノの高騰に加え、人手不足はますます深刻になり、最低賃金の上昇も相まって人件費の高騰がお客様企業を苦しめています。

この状況下、私たちもクラウド会計を始めとする経理のクラウド化に取り組み、皆様のお役に立てるように頑張っております。

本年もどうぞよろしくお願い致します。



本年もよろしくお願ひ致します



1.NISA制度の抜本的拡充・恒久化

NISA制度の概要

NISA（ニーサ）とは、2014年1月にスタートした、少額投資非課税制度の愛称です。

証券会社や銀行などの金融機関で、少額投資非課税口座（NISA口座）を開設して株式や投資信託等を購入すると、本来、約20%課税される配当金や売買益等が、非課税となる制度です。

NISA制度の延長・拡充措置

つみたてNISAの勘定設定期間を2023年12月31日までとされたとともに、**2024年1月から**以下の措置が開始されました。

- 非課税保有期間が無期限化されたとともに、口座開設可能期間については期限を設けず、NISA制度が恒久的な措置となりました。
- 一定の投資信託を対象とする長期・積立・分散投資の年間投資上限額（「つみたて投資枠」）が120万円に拡充されました。
- 上場株式への投資が可能な従来の一般NISAの役割を引き継ぐ「成長投資枠」が設けられ、「成長投資枠」の年間投資上限額が240万円に拡充されるとともに、「つみたて投資枠」との併用が可能となりました。
- 一生にわたる非課税限度額を新たに設定した上で、1,800万円とし、「成長投資枠」については、その内数として1,200万円とされました。

	従来のNISA（～2023年）		新しいNISA（2024年～）	
	つみたてNISA （2018年創設）	一般NISA （2014年創設）	つみたて投資枠	成長投資枠
利 用	選択制		併用可	
年 間 投 資 枠	40万円	120万円	120万円	240万円
非課税保有期間	20年間	5年間	無期限	
非課税保有限度額	800万円	600万円	1,800万円 ※簿価残額方式で管理（枠の再利用が可能）	
枠 の 再 利 用	不可		可	
口 座 開 設 期 間	2023年まで		恒久化	
投 資 対 象 商 品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託 （金融庁の基準を満たした投資信託に限定）	上場株式・投資信託等	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託 〔つみたてNISAの対象商品と同様〕	上場株式・投資信託等 〔整理・監理銘柄、信託期間20年未満、毎月分配型の投資信託及びデリバティブ取引を用いた一定の投資信託を除外〕
購 入 方 法	積立のみ	スポット・積立	積立のみ	スポット・積立
対 象 年 齢	18歳以上		18歳以上	

※2023年末までに一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、新しい制度の外枠で、従来制度における非課税措置が適用されます。従来制度から新しい制度へのロールオーバーはできません。

※2023年末までにジュニアNISAで投資した商品については、非課税期間（5年）終了後、自動的に継続管理勘定に移管され、18歳になるまで非課税で保有することが可能です。また、年齢にかかわらず、災害等やむを得ない事由によらない場合でも非課税での払出しが可能となりました。



一緒にうれしい
On Your Side

みなさまのすぐとなりに
京都中央信用金庫がいます。

京都中央信用金庫

長岡支店	今里支店
イズミヤ長岡店前 ☎(954)3121 FAX(955)8196	今里4丁目16番地1号 ☎(955)5001 FAX(955)5074
東向日支店	向日町支店
阪急東向日駅前西入ル北側 ☎(922)7101 FAX(932)8990	



京信について
もっと深く！
もっと詳しく！

京都信用金庫の取組を紹介！
京 信 の い ち お し

ICHIO SHI

コミュニティ・バンク京信

桂川支店 TEL934-0011	滝ノ町支店 TEL955-7022
長岡支店 TEL951-6161	東向日支店 TEL922-0575

「コミュニティ・バンク京信」は、京都信用金庫のブランドネームです。

適格請求書交付義務の免除

適格請求書発行事業者が行う事業の性質上、インボイスを交付することが困難な取引についてはその交付義務が免除されます。免除される取引は右表の通りです。

売手のインボイスの交付義務の免除
3万円未満の公共交通機関(船舶、バス又は鉄道)による旅客の運送
3万円未満の自動販売機・自動サービス機による商品の販売等
郵便切手と対価とする郵便サービス (郵便ポストに差し出されたものに限り)
出荷者が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡 (出荷者から委託を受けた受託者が卸売業務として行うものに限り)
生産者が農協、漁協、森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡 (無条件委託方式かつ共同計算方式による場合に限り)

公共交通機関特例

※自動販売機特例

郵便局特例

卸売市場特例

農協特例

買手の仕入税額控除

インボイスの保存不要

卸売業者が交付する書類を保存

農協等が交付する書類を保存

※「自動販売機特例」については自動販売機による食料品の販売の他、コインロッカーやコインランドリー等によるサービス、金融機関のATMによる振込サービスのように機械装置のみで商品の販売やサービスが完結するものが該当します。

近畿税理士会 引用

★返品・値引等により買手が対価の返還を受けた場合(以下、「返還インボイス」)の交付義務の免除

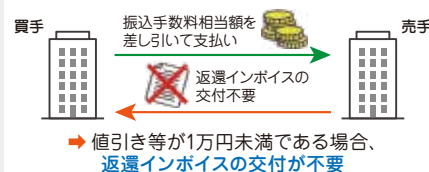
課税事業者との取引において、返品・値引等により対価の返還が発生した場合、買手は売手に対してインボイスを交付しなければなりません。しかし、以下の取引についてはインボイスの交付が免除されます。

① 1万円未満の対価の返還等

インボイス発行事業者が行うものであっても、税込1万円未満の対価の返還については、返還インボイスの交付義務が免除されます。適用対象者に制限はなく、すべてのインボイス発行事業者が対象となります。また、適用期限のない恒久的な措置となります。

② 交付義務が免除されている取引

上記表中のインボイスの交付義務が免除される課税仕入れについて行った対価の返還等について、返還インボイスの交付義務も免除されます。



国税庁 引用

買手における仕入税額控除の特例

① 出張旅費特例

社員に支給する出張旅費、宿泊費、日当等のうち、その旅行に通常必要であると認められる部分については、課税仕入れに該当するものとして取り扱われ、**一定の事項(「出張旅費等」などのコメント)を記載**した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

② 古物商特例

中古車の買取販売業者(古物商)が、消費者などの適格請求書発行事業者以外の者から中古車を買取る場合には、相手方からインボイスの交付を受けられませんから、帳簿の保存(古物営業法に規定している相手方の氏名及び住所を記載)のみで仕入税額控除を行うことができます。ただし、適格請求書発行事業者から中古車を買取る場合には、インボイスの交付を受け保存する必要があるため注意する必要があります。

③ 通勤手当特例

従業員等で通勤する者に支給する通勤手当のうち、通勤に通常必要と認められる部分の金額については、課税仕入れに係る支払対価の額として取り扱われます。この金額については、**一定の事項(「通勤手当」などのコメント)を記載**した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

適格簡易請求書(簡易インボイス)

小売業や飲食店業等にかかる取引については、不特定多数の顧客を相手にすることに配慮し適格請求書に代えて、「書類の受領者の氏名又は名称」(宛名)を省略した適格簡易請求書を交付することができます。

簡易インボイスの交付ができる事業	
① 小 売 業 ② 飲 食 店 業 ③ 写 真 業 ④ 旅 行 業 ⑤ タクシー業	} 不特定かつ多数の者に対するものに限らない
⑥ 駐 車 場 業	
⑦ 上記に準ずる事業	
…… 不特定かつ多数の者に対するものに限る	
…… 不特定かつ多数の者に資産の譲渡等を行う事業に限る	

近畿税理士会 引用

◆高速道路料金に係る適格簡易請求書の保存方法(ETC利用)

クレジットカード会社がそのカードの利用者に交付するクレジットカード利用明細書は、そのカード利用者である事業者に対して課税資産の譲渡等を行った他の事業者が作成及び交付する書類ではなく、また、課税資産の譲渡等の内容や適用税率など、適格請求書の記載事項も満たしませんので、一般的に、適格請求書には該当しません。支払った料金に係る仕入税額控除の適用を受けるには、原則、高速道路会社が運営するホームページ(ETC利用照会サービス)から通行料金確定後、適格簡易請求書の記載事項に係る電磁的記録(以下「利用証明書」といいます。)をダウンロードし、それを保存する必要があります。他方、高速道路の利用が多頻度にわたるなどの事情により、全ての高速道路の利用に係る利用証明書の保存が困難なときは、クレジットカード会社から受領するクレジットカード利用明細書と、利用した高速道路会社及び地方道路公社などの任意の一取引に係る利用証明書をダウンロードし、併せて保存することで、仕入税額控除を行って差し支えありません。

インターンシップ

同志社女子大学より、
8月21日から25日の間、
来ていただきました！

谷先生

前川さん

今回私は、谷税理士法人様で5日間インターンシップをさせていただき、大きく2つの学びを得ることができました。

まず、税理士のお仕事についてです。今回の実習では、主に入力についてご指導いただきました。帳簿、エクセルにまとめられたデータ、領収書やレシート、出納帳等、本当に多くの資料に目を通し、まとめていきます。単純な作業だとおっしゃる方もいましたが、初めての私にとっては、分からない専門用語もある中で、情報を理解し、項目の分類別けをする作業は難しいものもありました。その作業を通して、税率や税金について学ぶことができました。

次に、働くことについてです。今まで、働く上で大切なのはコミュニケーションだと考えていました。もちろんそれもそうなのですが、そのために「知識」が必要なのだと学ぶことができました。皆様と関わらせていただく中で、どの方とも共通の話題があり、楽しくインターンシップに臨むことができました。それは、働いておられる方々が、多くの知識を持っておられるからだと感じました。私も社会人になるために、知らないことに手を伸ばしたいと思います。

また、本インターンシップで学んだことを多くの人と共有しながら学びを深め、今後の生活や就活などに活かしていきたいと思います。

今回はお忙しい中、ご指導いただき誠にありがとうございました。

原簿会計Sシリーズ × 財務整理db

AI-OCRで 会計業務を もっと楽に！

インボイス制度はDX化！

日本ICS が選ばれる理由

- ☑インボイス制度対応
- ☑電子帳簿保存法完全対応
- ☑会計事務所とクラウドでデータ共有

日本ICS
TIS INTEC Group

京都営業所
〒600-8023 京都市下京区河原町通松原上ル二丁目富永町 338
京阪四条河原町ビル 9F
TEL 075-371-6315

国土工営は、相続・資産対策を サポートいたします。

KOKUDO
NEWS

相続に「安心設計」を

1. 不動産を活用した相続対策
2. 貸宅地問題の解決
3. 一般不動産の仲介業務
4. その他資産対策

お気軽に
ご相談下さい。

私たちは相続を通じて、お客様の安心と幸せを実現します。



株式会社 国土工営 関西支店 <http://www.kokudokouei.co.jp/>
〒604-8141
京都市中京区蛸薬師通り東洞院東入ル泉正寺町328番地 西川ビル 3 階
TEL : 075-212-2801 FAX : 075-212-2802

Special Thanks

おかげさまで
有限会社タックス・プランニングは
35周年を迎えることができました。
これも長年にわたる皆様
のご厚情とご支援によるものと
深く感謝しております。
昨年11月28日に
ささやかながらみんな
でお祝い会をしました！

今回はMOTOI様で
おいしいお料理を
提供していただきました。

さあ、保険の新次元へ。
T&D 保険グループ

その安心で、
企業とともに未来をつくる。

DAIDO 大同生命

京都税理士共済支社/
京都府京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町595-3
(大同生命京都ビル3F)
TEL 075-256-7102



ポーター賞
2004年受賞

相続登記が義務化されます

令和6年4月1日から、相続登記の申請が義務化されます。

不動産の所有権の登記名義人に相続が発生し、相続によって所有権を取得した人は、相続が開始したことなく不動産の所有権を取得したことを知った日から3年以内に登記の申請をしなければならないことと定められました。正当な理由なく登記をしない場合には、罰金10万円の過料の適用対象となります。

相続登記の手続きが簡易化されます

相続登記の義務化に伴い、登記義務を負う者が登記官に対し、相続が開始した旨と自らが相続人であることを申し出ることにより登記義務を履行したものとみなすという相続人申告登記制度が設けられました。

添付書面としては、申出をする相続人自身が被相続人（所有権の登記名義人）の相続人であることが分かる当該相続人の戸籍謄本を提出することで足りるため、資料収集の負担が軽減されます。



Q. 遺産分割などの争いがあり、期間内に登記ができない場合はどうすればいいの？

- A. 法定相続分での登記を行うことにより登記義務を履行したこととなります。そして、その後に遺産分割協議が成立した場合には、遺産分割協議の成立から3年以内に登記をしなければなりません。

Q. 施行日前に起こった相続も適用されるの？

- A. この法律の施行は令和6年4月1日からとなっていますが、施行日前に開始した相続についても、不動産の所有権を取得したことを知った日またこの法律の施行日のいずれか遅い日から3年以内に所有権移転登記を申請しなければなりません。

無料相談実施中!!

様々な専門家がありますが、聞きにくいことは全て私たちが代わりに承ります。

まずはお気軽に ☎ 0120-927-578

ご相談ください 【受付】 9:00~17:00 / 【相談】 9:00~18:00

相続 TANI ナビ 谷税理士法人/有限会社タックス・プランニング

両親がなくなったが遺産分割が済んでいない、登記を放置したままになっているという状況がありましたら、当事務所までご相談ください。

今日と未来を、つなぐ。

変化が激しく、新しい価値観が生まれる時代。
今日という、一日一日を大切に。
その積み重ねが、未来へとつながっていく。
日本生命は今を生きるすべての人たちの
トータルパートナーとして
これからも社会に向き合い続け、ともに歩んでいきます。



NISSAY

日本生命

2021-1495G, 総合企画部